

明倫小学校
いじめ防止基本方針

枚方市立明倫小学校

目次

はじめに	1
------	---

【本編】

第1 いじめ防止のための基本的事項	2
1. 学校基本方針策定の目的	2
2. いじめの定義	2
3. いじめ防止のための基本的な考え方	2
4. いじめ防止に向けた役割	3
(1) 学校	3
(2) 子ども自身	3
(3) 保護者	3
(4) 地域・関係機関	4
(5) 教育委員会	4
第2 いじめ防止のための基本的な方策	4
1. 学校の取組	4
(1) 学校基本方針の策定	4
(2) 校内の組織	4
①いじめ・不登校委員会	4
②委員会の役割	5
③年間計画	5
(3) いじめ防止のための具体的な取組	6
①未然防止	6
②早期発見	6
③いじめに対する措置	7
2. 重大事態への対処	7
(1) 教育委員会または学校による調査	7
①調査を要する重大事態	7
②重大事態の報告	8
③調査の主体	8
④調査を行うための組織	8
⑤事実関係を明確にするための調査	9
⑥調査結果の提供及び報告	9
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	10
①再調査	10
②再調査を行う機関の設置	10
③再調査の結果をふまえた措置	10
3. その他の留意事項	10

【資料編】

誰かが気づいて ストップ! いじめ	11
いじめ防止のための学校体制	12
重大事態への対処チャート	13
枚方市いじめ防止基本方針（概要版）	14

はじめに

いじめは、断じて許される行為ではありません。

特に子どもにとって、いじめは心と体の成長を損なう重大な人権侵害事象であり、子どもも大人も、社会全体で取り組むべき課題です。

学校においても、日頃からすべての児童に愛情を持って接し、児童の人間性や正義感を育み、信頼に基づいた児童との良好な関係を構築する中で、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

本校では、いじめのない学校の実現をめざして、学校・家庭・地域や市をはじめとする関係機関がそれぞれの役割を明確にして連携し、いじめの未然防止を最優先課題として取り組むための「明倫小学校いじめ防止基本方針」（以下「明倫小基本方針」という。）を策定しました。

本校では、校内に「いじめ・不登校委員会」を設置して、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編・体罰防止編）」を活用した研修や意見交換を行い、全教職員の情報共有と共通理解のもと、いじめのない学校づくりをめざしています。

また、市が発行する啓発冊子「ストップ！いじめ」を新入生に配付して、電話相談窓口「いじめ専用ホットライン」の周知徹底を図るとともに、市が配置する心の教室相談員を活用して、児童・保護者・教職員の教育相談体制の充実に努めています。

さらには、児童一人一人の声を受け止め、いじめの未然防止や早期発見につながるよう、毎学期、児童へのいじめに関する問いかけを含む学校生活アンケートを行っています。加えて、昨年度からはアンケート後に1週間の教育相談期間を設けて、児童が相談しやすい環境づくりときめ細かな対応を心がけているところです。

今後も児童・保護者の皆様をはじめ地域・関係機関の方々とともに、児童の安心・安全を守り、さまざまな教育活動が児童の健やかな成長につながるよう取り組んでまいります。

本校では、この「明倫小基本方針」に基づき、教職員が一丸となっていじめのない学校づくりをめざします。

<基本資料>

いじめ防止対策推進法（平成25年6月文部科学省）

いじめ対応プログラム（平成19年6・8月大阪府教育委員会）

枚方市いじめ防止基本方針（平成26年7月枚方市）

第1 いじめ防止のための基本的事項

1. 学校基本方針策定の目的

明倫小学校は、いじめを重大な人権侵害と受け止めて、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）及び枚方市いじめ防止基本方針（以下「枚方市基本方針」という。）の趣旨をふまえ、いじめの未然防止と早期解決に取り組み、児童の安全・安心を守ることができる学校をつくるために基本方針を定めます。

この方針に基づき、学校が家庭や地域と協力し、また市をはじめとする関係機関と連携して、いじめのない笑顔あふれる学校を実現するために、「自立した」「心豊かで」「健康な」子どもの育成に取り組みます。

2. いじめの定義

法第2条では、

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

と定義されています。

また、文部科学省が示すいじめの様態は次のとおりです。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断については、定義に基づき、決して表面的・形式的に陥ることのないよう、すべての教職員の情報共有と共通理解のもと、常にいじめを受けた児童の立場に立って行います。

3. いじめ防止のための基本的な考え方

子どもは人と人とのかかわりの中で成長し、自分や他者の長所を発見しながら自己実現していきます。そのためには、子どもが温かい人間関係の中で安心して生活できていることが必要です。

ひとたび子どもの集団の中に他者を排除するような雰囲気が生まれると、そこは子どもの居場所として好ましくないもの、例えばいじめを生み出す土壌となり、子どもの健やかな成長を妨げる場となってしまいます。

そのため、子どもの成長の場として大きな役割を担っている学校・家庭・地域に

において、次に示すようないじめ防止のための基本的な考え方を共有しておくことが大切です。

- 誰もが、

いじめは、どの子どもにも、どの集団においても起こりうること
いじめは重大な人権侵害であり、人として断じて許されない行為であることを認識しなければなりません。
- この認識に立ち、学校は、家庭・地域・関係機関と連携して、いじめのない学校づくりに取り組まなければなりません。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導・支援に努めなければなりません。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを理解しなければなりません。そして、他者に対して思いやりの心を持って接し、みんなが安心して豊かに生活できる社会や集団をつくる努力をしなければなりません。
- いじめのない社会を実現するために、学校・家庭・地域・関係機関は、それぞれの立場で連携して取組を進めなければなりません。

4. いじめ防止に向けた役割

(1) 学校

- 児童が安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 児童が自ら進んでいじめのない人間関係を形成できるよう、児童を指導・支援します。
- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人の危機意識を高め、いじめの未然防止に向けた研修や体制の整備に心を一つにして取り組みます。
- いじめはどの学校、どの学級、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- いじめが発生した際には、早期に解決できるよう、家庭・地域・関係機関と連携して迅速に対応します。

(2) 子ども自身

- 自分のまわりでいじめを見つけたときには、見てみぬふりをせず、いじめを受けた人やいじめを行った人に声をかけます。
- そして、必ずすぐに学校や家庭、地域の大人に相談します。

(3) 保護者

- 子どものいじめを未然に防ぐために、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないようにします。
- 常に、学校や地域で子どもを見守っている人々や保護者との情報交換やコミュニケーションを図ります。

- 子どもの悩みを聞いたり、いじめを目撃したりしたとき、また、いじめのおそれがあると思われるときには、速やかに学校・地域・関係機関に通報・相談します。

(4) 地域・関係機関

- 地域の子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候を感じるときには、関係する保護者や学校に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの未然防止に努めます。
- 子どもたちの健全育成に関わる機関は、その役割を認識して学校・家庭・地域と連携し、いじめ根絶に向けて子ども・保護者への啓発・支援に努めます。

(5) 教育委員会

- 「枚方市基本方針」に基づき、いじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に推進します。
- いじめの未然防止及び早期発見のため、定期的な調査や啓発を行います。
- 学校や関係機関と連携し、いじめを受けた児童生徒等に対する支援、いじめを行った児童生徒等に対する指導を迅速かつ適切に行います。
- いじめに関する相談体制や教職員研修の充実を図るとともに、いじめ問題に取り組む学校の支援を行います。

第2 いじめ防止のための基本的な方策

1. 学校の取組

(1) 学校基本方針の策定

本校は、法第13条の規定に則り、法並びに枚方市基本方針に基づき、自校のいじめ防止に係る基本的な考え方、取組について「明倫小基本方針」を定めます。

「明倫小基本方針」には、いじめ防止等のための取組として、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等について定めます。策定した「明倫小基本方針」は、ホームページに掲載するなど家庭・地域に広く周知を図ります。

「明倫小基本方針」に基づいた取組を進めるにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童の主体的かつ積極的な取組も可能となるよう計画し、取組を指導・支援します。

(2) 校内の組織

①いじめ・不登校委員会

本校は、いじめ防止等に関して組織的・機能的な対応を行うため、校長、教頭、生徒指導主担者、養護教諭、支援教育コーディネーター、人権教育・生徒指導部で構成する「いじめ・不登校委員会」を設置しています。

本委員会は、学校におけるさまざまな教育活動を企画する中心的な組織である

「企画委員会」や危機管理の中心となる「安全・生活指導部」と連携・協力して機能します。

また、法と枚方市基本方針の趣旨に則り、重大事態への対応をはじめ必要な場合には、心の教室相談員や府・市の心理・福祉に関する専門家、その他必要な関係者に協力を依頼して、「いじめ・不登校委員会」を拡大した「いじめ緊急対策委員会」を組織して対応します。

②委員会の役割

組織的な対応の中心的組織としての「いじめ・不登校委員会」の具体的な役割は、次のとおりとします。

- 「明倫小基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の企画・立案の中心となる。
- いじめの相談、通報の窓口となり、いじめが疑われる事案等に関する情報の収集と管理、共有を行う。
- 具体的な指導や支援の方針・体制を決定し、関係児童等への事実関係の聴き取りと指導・支援、家庭・地域・関係機関との連携などについて教職員の役割分担を行う。
- 役割分担に基づく学校全体の迅速かつ適切な対応の中心となり、常に対応状況を把握し、必要に応じて方針・体制や役割の見直し・変更を行う。
- アンケート・教育相談の実施時期に合わせて、「明倫小基本方針」が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて改定を行う。

③年間計画

明倫小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問 学校探検（1・2年交流）	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 家庭訪問	第1回いじめ・不登校委員会 （年間計画の確認、問題行動調査結果の共有） 校内研修（いじめ・体罰） 「明倫小基本方針」のHP更新
5月	校外学習	校外学習	校外学習 キャンプ 折り鶴を託す会 広島への修学旅行	PTA総会で「明倫小基本方針」の趣旨説明・協力依頼
6月	学校生活アンケート 縦割り班交流	学校生活アンケート 縦割り班交流	学校生活アンケート 縦割り班交流	学校生活アンケート① 教育相談週間① 第2回いじめ・不登校委員会（情報共有・対応）
7月	保護者との個人懇談 （家庭での様子の把握）	保護者との個人懇談 （家庭での様子の把握）	保護者との個人懇談 （家庭での様子の把握）	夏休み

8月				夏休み プール開放 夏まつり 校内人権研修（いじめ・ 体罰・児童虐待等）
9月	運動会	運動会	運動会	
10月	学校生活アンケート 校外学習	学校生活アンケート 校外学習	学校生活アンケート 折り鶴を託す会 修学旅行	学校生活アンケート② 教育相談週間②
11月	歩こう会 おもちゃ祭り（1・2年交 流）	歩こう会	歩こう会 ユニバーサルデザインを 考えよう（総合）	第3回いじめ・不登校委 員会（情報共有・対応）
12月	保護者との個人懇談 （家庭での様子の把握）	保護者との個人懇談 （家庭での様子の把握）	保護者との個人懇談 （家庭での様子の把握）	冬休み
1月				
2月	児童会祭り 学校生活アンケート	児童会祭り 学校生活アンケート	児童会祭り 学校生活アンケート	学校生活アンケート③ 教育相談週間③
3月	6年生とのお別れ会	6年生とのお別れ会	6年生とのお別れ会	第4回いじめ・不登校委 員会（情報共有・対応、 取組点検、「明倫小基本方 針」の見直し） 春休み

※ 年間を通して集団登校、学年下校を実施します。

（３）いじめ防止のための具体的な取組

①未然防止

いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうることを念頭に置き、学校はいじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ、規律ある態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、道徳や特別活動の時間を中心に、常に児童自らがいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会を数多く設定します。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。

②早期発見

いじめは気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人でも発見や判断が困難な形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、周囲にいじめが見えにくいという状況が進んでいます。

教職員は、児童のさまざまな集団を観察することと児童一人一人と関わりを持つことを重視し、どんな小さな兆候も見逃すことのないよう、常にいじめの可能性を考慮する視点を持って対応します。また、教職員自身が、いじめが疑われる

状況を軽視したり看過したりすることなく、いじめを積極的に認知する意識のもと児童を指導・支援します。

このため、日頃から児童の見守りや児童との対話を通して信頼関係の構築に努めるとともに、児童に表れる変化や危険信号を見逃さない視点と感性を磨き、いじめの早期発見の観点が示された「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」のチェックシート等を活用して情報を交流するなど、具体的な取組を行います。

あわせて、学校はアンケート調査等を学期に1回以上実施して、その結果について教育委員会に報告するとともに、教育相談期間の設定等により児童がいじめを訴えやすい場をつくり、児童一人一人の実態把握と支援体制の充実に取り組みます。

また、保護者と協力して児童を見守るため、学級担任を中心に家庭訪問や個人懇談、電話、連絡帳等を活用して連携を密にします。

③いじめに対する措置

教職員による日常の観察・指導はもとより、毎月、教員が自らの観察・指導をふりかえる人権部シートを作成して情報交流を行うとともに、毎学期、児童に尋ねる学校生活アンケートを行い、アンケート後に教育相談期間を設けています。

いじめの兆候に気づいたら、必ず複数の教員で対象となる児童や希望する児童と速やかに面談を行い、必要に応じて保護者との面談も行います。(なお、教育相談や面談等で得られた児童等の個人情報については、プライバシーに十分配慮した上で、関係機関に適切な情報提供を行う必要が生じる場合があります。)

面談後、いじめ・不登校委員会において事実確認に基づき対応方針の決定、役割分担・チーム編成を行い、全教職員によるいじめの認知と共通理解のもと、保護者と協同して関係する児童の保護・指導に取り組みます。同時に、いじめを取り巻く学級や学年、学校全体への指導・啓発に取り組みます。

また、児童の生命に関わることが考えられるような重大事態については、教育委員会の指導のもと、心理・福祉に関する専門的な知識を有する者、その他必要な関係者に協力を依頼して、次のとおりに対処します。

2. 重大事態への対処

(1)教育委員会または学校による調査

①調査を要する重大事態

法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- 子どもたちが自殺を企図した場合
- 身体に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえて年間30日間を目安としていますが、欠席日数だけではなく、子どもたちの状況等、個々のケースを十分把握して対応します。

また、子どもたちや保護者から、いじめが原因で重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点まで学校が「いじめによるものとは考えられない」あるいは「重大事態とはいえない」と認識していたとしても、改めて重大事態として対応します。

②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長に報告します。

③調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行います。

ア)学校が主体となる場合

教育委員会は、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

イ)教育委員会が主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査します。

この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

④調査を行うための組織

教育委員会または学校がその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにそのもとに組織を設けます。

ア)学校が主体となる場合

学校が組織した「いじめ緊急対策委員会」が調査を行います。

イ)教育委員会が主体となる場合

教育委員会の附属機関である「枚方市学校いじめ対策審議会」を招集し、

調査を行います。

⑤事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰によって行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ事情や背景、子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生を防止を図るものです。

ア)いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合には、直接聴き取る調査、他の子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

この際、いじめを受けた子どもたちや情報を提供してくれた子どもたちの安全を確保することを最優先とした調査の実施が肝要です。

次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもたちへの指導を行い、いじめ行為をやめさせます。

また、いじめを受けた子どもたちに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもたちの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行います。

これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にし、事案の重大性をふまえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関とも一層連携を密にして対応にあたります。

イ)いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子どもたちの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。

調査方法としては、他の子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

⑥調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた子どもたち及びその保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたっては、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告します。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

①再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは報告結果について再調査を行うことができます。

再調査の実施にあたっては、いじめを受けた子どもたち及びその保護者に対して適時・適切な方法で説明します。また、市長はその結果を議会に報告します。

②再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は、当該のいじめ事案の関係者との間で直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を図ります。

構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とし、市長が委嘱します。

③再調査の結果をふまえた措置

教育委員会は、再調査の結果をふまえ、必要な措置を講じます。

3. その他の留意事項

本校では、この学校基本方針について、法並びに枚方市基本方針に基づき随時見直しを行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じます。

誰かが気づいて ストップ！ いじめ

「あなたは、学校へ行きたくないという気持ちを感じたことがありますか？ そのとき、学校に行けましたか？ それとも行けなかったですか？」

「もしも、学校に『いじめ』があるなら、学校へ行くのがいやになるでしょう。でも、だれかが『いじめ』に気づいてくれて、応援してくれるならばどうでしょうか。」

「不登校」の背景に「いじめ」が潜んでいることは少なくありません。教師は「いじめられている子が自らいじめを語るということは、非常に難しいことなのだ」ということをきちんと理解して、教師が「いじめ」を早期に発見できるようスキルアップに努めなければなりません。

そこで、経験豊かな先生方にいじめの兆候について尋ねてみました。すると、ふだんあまり気にかけていなかったこともたくさん指摘されてヒヤリ、ドキッ！ ゴミ箱の中のゴミが何かを語っているかもしれないなんて……。

いじめの兆候を見逃さない！

学級（集団）全体を見る

子どもたちの言葉遣いや呼び名の変化
にらみ・からかい・ふざけなどの頻発
落書の有無、隠語の流行
掲示物へのいたずらの頻発
ゴミ箱の様子（手紙・プリント・残飯）
グループのメンバー構成の変化

みんなで見る

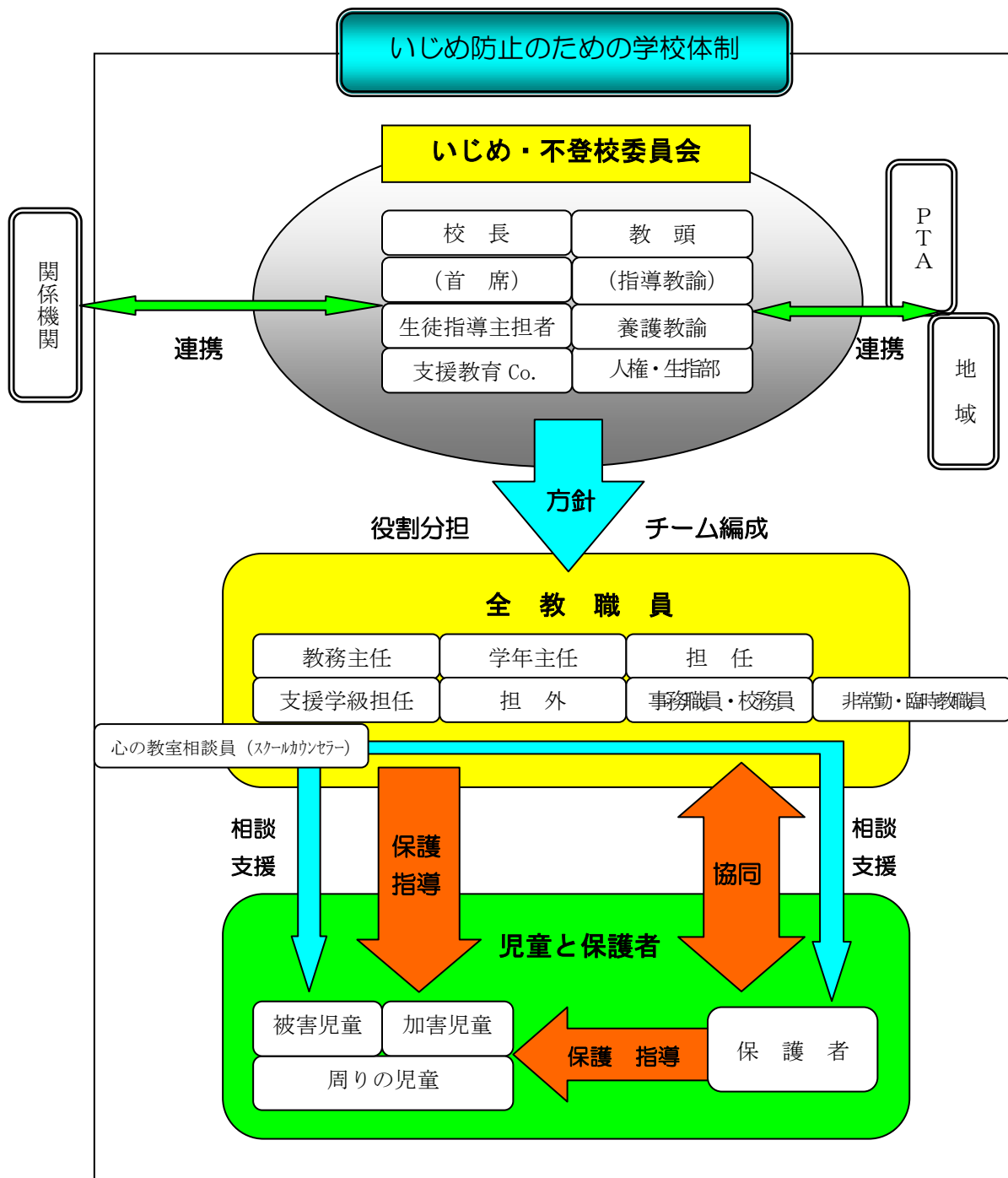
登下校や授業・休み時間の様子
給食・そうじの時間の様子
クラブ・委員会活動時の様子

一人一人（個人）を見る

腹痛や頭痛などの体調不良、ケガやあざ
机・椅子の位置やお道具箱の様子
上靴・下靴やランドセル・服の様子
休み時間の職員室・保健室への来室頻度

ふだんから心がける

教職員間の情報交流
養護教諭・心の教室相談員との情報交流
児童の観察・指導記録の作成・引継
班ノート・個人ノートなどの取組
アンケートの実施・分析



※ () は未配置の場合があります。また役割分担は兼務の場合があります。

重大事態への対処チャート

重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

